

市民活動の輪

—第47回—



大船渡・おもてなし隊

■おもてなしのころ

私たちは、東日本大震災後、全国から訪れた皆さんや市民の皆さんに、郷土の文化や観光、風習やその食べ物「落ち着き」(餅、うどん、煮しめ、漬物など)を少しでも発信し、感謝と真心を込めたおもてなしを伝えることができればとの思いから、平成24年4月1日に結成しました。

メンバーは飲み隊員、ガンバリ隊員、シキリ隊員、夢み隊員、おしゃべり隊員、元気隊員の6人の隊員です。少々シルバーですが、気持ちは若いんです。また、依頼があれば他方から来るボランティアのお手伝いやガイドを行いますのでお気軽にご連絡ください。お待ちしております。



大船渡・おもてなし隊の皆さん

■感謝の気持ちを添えて

「落ち着き」とは、冠婚葬祭の際、おもてなしに餅やうどんをごちそうする、気仙地方に古くから伝わる風習です。お客様をねぎらい、「これを食べておなかを落ち着かせてください」という意味が込められています。

地元の人や全国から訪れる



オリジナル落ち着き膳

市は、ともに協働するまちづくりを目指しています。このコーナーでは、大船渡市民活動支援センター協力のもと、市内の市民活動団体やイベント情報などを紹介します。第47回は「大船渡・おもてなし隊」の紹介です。

人など、少しでも多くの人に大船渡市を知ってもらうため、餅やうどんのほか、旬のものや地元の食材を取り入れながら、落ち着き体験を行っています。気仙人の「心配り」「気配り」の風習を継承し、多くの人に伝えていければと思います。

▽問い合わせ先
大船渡・おもてなし隊【熊谷さん(☎090・4045・7314)】

市民活動インフォメーション

みんなで一緒に学ぼう会～その47～

「NPO法人設立から解散」

NPO法人の設立を考えている人、運営上の課題などで悩んでいる人、設立当初の目標達成などから合併・解散を考えている人、今一度運営の流れを学んでみませんか？

- ▷日時＝2月19日(月)午後1時30分～3時30分
- ▷会場＝大船渡市市民活動支援センター
- ▷内容＝①NPO法人設立について(メリット・デメリット、設立に必要な手続きや費用について) ②運営の仕方・問題点について ③NPO法人解散について(解散に必要な手続きや費用について) ④相談事例など
- ▷講師＝八島征治さん(NPO法人シニアパワーいわて理事)
- ▷受講料＝無料
- ▷問い合わせ先＝大船渡市市民活動支援センター(☎④5702)

イベント開催のお知らせ

第1回「市民活動まつり」

より良い大船渡、住みよい大船渡にとの思いでさまざまな活動を行っている団体の活動紹介を行います。この機会に「見て」「知って」「楽しんで」ください。

- ▷日時＝2月18日(日)午前10時～午後2時
- ▷会場＝サン・リア1階いこいの広場
- ▷内容＝ステージ発表、ワークショップ、パネルの掲示、チラシ、パンフレットの展示
- ▷参加団体＝28団体
- ▷問い合わせ先＝大船渡市市民活動支援センター(☎④5702)

■大船渡市市民活動支援センター ※フェイスブック、ブログ、ツイッターを随時更新中 (16)

▷所在地＝盛町字町10-11(サン・リア2階) ▷電話＝④5702 ▷Eメール＝shimin@ofunatocity.jp
▷時間＝午前10時～午後6時【月～金曜日(祝日を除く)】 ▷ホームページ＝http://ofunatocity.com/

いきいき！

健康講座

159

高齢者の権利擁護とは

皆さんは、「権利擁護」という言葉を知っていますか？「権利擁護」とは、障がいや認知症などにより判断能力が低下している人や、虐待・詐欺などにより困難を抱えている人の、個人の権利や尊厳を守ることです。今回は、高齢者虐待と成年後見制度について紹介します。

■高齢者虐待

虐待とは主に次のような行為が挙げられます。

- ①身体的虐待Ⅱ殴る、蹴るなどの暴力的行為や、外部との接触を遮断する。
- ②介護や世話の放棄(ネグレクト)Ⅱ介護や生活の世話を放棄、放任する。必要な医療や介護サービスなどを正当な理由なく制限する、または利用させない。
- ③心理的虐待Ⅱ脅しや侮辱などの言葉、威圧的な態度、無視などで精神的苦痛を与える。
- ④性的虐待Ⅱ本人との合意なしに性的な行為またはその強要をする。

⑤経済的虐待Ⅱ本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の金銭の使用を制限する。

虐待は、高齢者本人の認知症やそれに伴う介護者の負担、性格、病気、障がい、家庭環境などさまざまな要因があり、家庭内で発生するため外からは見えにくいものです。問題を自分たちだけで抱え込まずに、早めに公的な相談窓口などを利用することが虐待の防止につながります。

■成年後見制度(法定)

障がいや認知症などで判断能力が不十分な場合、財産管理や契約を結ぶ必要があっても、自分で行うことが難しい場合があります。また、内容をよく理解しないまま契約してしまい、悪徳商法や詐欺の被害に遭う恐れもあります。成年後見制度は、申し立てによって家庭裁判所が本人の判断能力の程度に応じた後見人を選任し、契約や財産管理などの支援を行って、本人の権利を守り、日常生活を支援する制度です。

■まずはご相談ください！

地域包括支援センターでは、介護サービスや認知症に関すること、高齢者についての虐待や成年後見制度などに関する相談を受け付けています。住み慣れた地域で尊厳のある生活を維持し、安心して過ごしていけるように一緒に考えていきましよう。

▽問い合わせ先
地域包括ケア推進室
(☎②②943)

後見人は本人の判断能力の程度によって成年後見人、保佐人、補助人がありそれぞれ支援できる権限が異なります。

▽申し立ての方法Ⅱ本人、配偶者、4親等内の親族、市町村長が、本人の住所地を管轄する家庭裁判所に申し立てを行う

▽後見人となる人Ⅱ親族、弁護士、司法書士、社会福祉士、法人など

▽支援の内容Ⅱ意思決定の支援、財産管理、契約の代理や取り消し、サービスにおける申請や契約など

※成年後見制度には右記の法定後見制度のほか、自分が後見人になってもらいたい人物とあらかじめ契約を結んでおく「任意後見制度」があります。

子育て日記

312



◀募集中▶ 「子育て日記」に掲載する小学生ぐらいまでのお子さんを募集しています。応募方法など、詳しくはお問い合わせください。

■佐々木光秀・恵子さん夫妻のお子さん (盛町字下館下)

ささき 佐々木 美和 ちゃん (10歳) / 写真中
みわ 幸来 ちゃん (8歳) / 写真右
さら 悠真 くん (5歳) / 写真左

●お子さんへのメッセージ

大きくなっても仲良し家族でいようね♡
(お父さん・お母さんより)

●今後のまちづくりに望むこと

人と人のつながりを大切にしたいかなまちになってほしいと思います。

▷あて先／問い合わせ先
〒022-8501(住所記載不要)
秘書広報課広聴広報係(☎内線212)

(17) 広報大船渡 30.2.5(No.1120)

▷問い合わせ＝市役所☎0192⑦3111